

インドネシアにおけるイスラーム家族法とジェンダー*

大 形 里 美

はじめに

1. イスラーム司法制度の確立

- (1) 1989年宗教裁判法(Undang-Undang tentang Peradilan Agama)
- (2) 74年婚姻法の制定
- (3) イスラーム法手引き書(Kompilasi Hukum Islam)の編纂

2. イスラーム家族法の諸規定と女性の地位

- (1) 夫と妻の役割分担
- (2) 一夫多妻婚
- (3) 離婚
- (4) 後見人の役割
- (5) 相続割合
- (6) 婚姻における財産

おわりに

はじめに

インドネシアは、人口の87.8%がイスラーム教徒であるイスラーム大国である。1945年の建国時には、国家体制を「イスラーム国家」にしたいと願うイスラーム主義エリートも多かった。しかし、スカルノをリーダーとする世俗主義(民族主義)エリートとの論争の末、「イスラーム教徒にはイスラーム法の遵守

を義務づける」とする文言が憲法には挿入されず、インドネシアはイスラーム国家とはならなかった⁽¹⁾。

とはいえ、「唯一神への信仰」をパンチャシラ（建国五原則）の第一原則としたために、完全な世俗国家ともならなかった。その結果、インドネシアにおける「国家」と「宗教」の関係は、世俗主義エリートとイスラーム主義エリート間のイデオロギー対立によって、常に緊張状態におかれることになった。そして婚姻法の分野に限れば、74年の婚姻法（「婚姻に関する1974年第一号法」：以下「74年婚姻法」とする。）の制定によって、イスラーム教徒に対してイスラーム法に従うことが義務づけられた。このような事情を考えると、インドネシアの女性政策や女性問題などジェンダーに関する議論においては、同国のイスラーム司法制度のあり方やイスラーム教義が日常生活に及ぼす影響を考察することが不可欠となってくる。

インドネシアの女性政策や女性問題に関しては、センや村松による研究が見られる⁽²⁾。だが、いずれもイスラーム家族法やイスラーム教義が、同国の女性政策や女性問題に及ぼす影響には触れていない。センは、同国の女性政策には88年の国策大綱（5年毎に策定）以来、従来の母性主義からジェンダー平等の方向に向けた、明らかな変化が見られるとしている。そして93年の国策大綱に「(男性と女性は) 対等なパートナー (mitra sejajar)」という新しい概念が導入されたことについては、経済開発の成果として女性官僚 (Femocrat) が増加し、彼女らが女性の権利獲得のために闘った成果だと説明する⁽³⁾。しかし、ジェンダー平等に関する踏み込んだ規定が国策大綱になされていないのは、階層社会ゆえの限界であるとするだけで、イスラーム教義による影響については一切言及していない。確かに、日常の一切の家事労働と育児労働をハウス・メイドとベビー・シッターに任せられる階層の女性たちにとって、家庭内の夫婦の役割分担は重要な問題ではない⁽⁴⁾。また、村松による研究も、労働や教育状況に関する統計資料と国策大綱の文言の変化に見られる変化を分析するにとどまっている。

果たして、1990年代の女性政策の変化は本質的なものだったのだろうか。1993年に打ち出された「対等なパートナー」概念は、第六次開発内閣の女性政策の中心的コンセプトとなったものの、同国策大綱で言及される「対等なパートナー」には“インドネシア女性は生まれながらに男性とは異なる「天性の特質（kodrat：コドラット）」をもつ”という前書きがついている⁽⁵⁾。そのため「天性の特質」の捉え方によって、「対等なパートナー」が意味するところは必ずしもジェンダー平等なものであるとは限らない。なぜなら役割と権利が全く異なる「対等なパートナー」という解釈も可能であるからだ。こうしたレトリックはイスラーム学者によって頻繁に使用されているものである⁽⁶⁾。ダルミヤンティは、同概念が国策大綱で取り上げられた背景について、家族計画実施のための資金などを外国へ依存しているインドネシアに対する資金貸し付け国からのプレッシャーと、一見ジェンダー平等を目指すと見える政策をとることによって、女性政策に変化を求める女性たちからの浮動票を獲得する目的があったと指摘している⁽⁷⁾。Krishnaの研究において、「対等なパートナー」概念は表面的にしかみられておらず、解釈レベルで見られる「イスラーム的レトリック」は一切考慮されていない。国策大綱においてジェンダー平等に関して踏み込んだ規定がなされていないことも、階層社会故の限界として見るだけでは不十分であり、イスラーム教義に基づくジェンダー概念が、阻害要因として働いていることも考慮すべきであろう。またハウス・メイドを雇用できる階層の女性たちについても、後述するようにイスラーム家族法の諸規定による不利益から決して無関係ではない。

以上の点を考慮すれば、90年代の国策大綱には表面的な変化が見いだされるものの、同国の女性政策の本質的な変化を映し出すものではなかったと見るべきである。実際「夫は家長であり、妻は主婦である」と規定する74年婚姻法をはじめ、国内の性差別的な法律の改正が、当時の政府によって議論されたことはない。

インドネシアの女性政策は1998年のスハルト体制崩壊を契機に、従来の母性